

積丹町における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画



平成28年3月

積 丹 町

積丹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
積 丹 町
積 丹 町 議 会
積 丹 町 農 業 委 員 会
積 丹 町 選 挙 管 理 委 員 会
積 丹 町 代 表 監 査 委 員
積 丹 町 教 育 委 員 会

積丹町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、積丹町、積丹町議会、積丹町農業委員会、積丹町選挙管理委員会、積丹町代表監査委員、積丹町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、積丹町、積丹町議会、積丹町農業委員会、積丹町選挙管理委員会、積丹町代表監査委員、積丹町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成のため各種取り組みを実施していくものとする。

長時間労働の縮減、幼少の子どもや要介護者を有する女性職員への支援や余暇活動の充実など、仕事と生活の調和の実現に努め、女性職員が活躍する職場づくりを推進するため次の取り組みを推進します。

(1) 子育て・介護等が必要な職員への支援

子育てのための休暇及び介護のための休暇取得がし易い職場環境づくりのため、子

育て及び介護に関する休暇制度を職場内で周知啓発する。

【取り組み：平成28年度より随時実施】

- 「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」、「介護休暇」「育児休暇」、「育児参加休暇」、「子の看護の休暇」、「短期介護休暇」について制度周知を行い、休暇を取得し易い職場づくりに努める。
- 平成28年度から、本人及び配偶者が出産を控えている全ての職員に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、育児休暇、配偶者出産休暇等の活用促進に関する助言を行う。

【目標】

- 各年度において1回以上、休暇制度概要の職員周知を行う。
- 平成33年度までに、制度が利用可能な男性職員の「配偶者出産休暇」の取得割合を100%にする。

〔平成27年度実績：なし〕

（2）時間外勤務の縮減

職員の心身の健康増進及び福祉の向上を図るため、時間外勤務の縮減に努める。

【取り組み：平成28年度より随時実施】

- 職場内の業務分担及び事務事業の取り組みの改善を推進し、時間外勤務が縮減される職場づくりに努める。

【目標】

- 平成33年度までに、時間外勤務の月平均時間を平成27年度対比で10%縮減し、月8.3時間以下とする。

〔平成27年度実績：時間外勤務の月平均時間（全職員）9.3時間〕

（3）年次有給休暇取得の促進

心身のリフレッシュ、余暇活動を楽しむ活動を通じて、多様な価値観を得ることは業務に繋がる多面的な視点を養うことが期待されることから、年次有給休暇取得の促進に努める。

【取り組み：平成28年度より随時実施】

- ゴールデンウィーク、夏季休暇等に併せた年次休暇の取得を促進するため、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- 管理職員を中心に、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

【目標】

- 平成33年度までに、職員の年次有給休暇取得日数を10日とする。

〔平成27年度実績：職員の年次有給休暇平均取得日数8.7日〕

(4) 婦人検診（子宮がん・乳がん）受診率の向上

健康で業務に取り組むことができるよう、総合健診と併せ婦人検診の受診率の向上に努めます。

【取り組み：平成28年度より随時実施】

- 子宮がん検診（20歳以上の職員）、乳がん検診（30歳以上の職員）の受診率の向上を図るため、レディース健康セミナーの周知徹底や、保健師を中心に女性職員において健康管理意識向上を図る勉強会を実施する。

【目標】

- 平成33年度までに、子宮がん検診受診率50%、乳がん検診受診率40%とする。
〔平成27年度実績：子宮がん検診受診率43.2%、乳がん検診受診率34.1%〕